

## 大阪市ヒートアイランド対策推進連絡会設置要領

### (設置)

第1条 ヒートアイランド現象の解明や対策の実施にあたり、関係各局が連携して施策の推進を図るため、大阪市ヒートアイランド対策推進連絡会を設置する。

### (組織)

第2条 連絡会は、別表1に掲げるヒートアイランド対策に関する施策を担当する各局の課長級で構成する。

- 2 連絡会には、必要に応じて、WGを設置することができる。
- 3 WGには、必要に応じて、各局の関係者を構成員として追加することができる。

### (会議事項)

第3条 連絡会の会議事項は、次のとおりとする。

- (1) ヒートアイランド対策の推進に関すること
- (2) ヒートアイランド対策に係る調査研究や情報交換に関すること
- (3) その他必要と認める事項に関すること

第4条 連絡会の庶務は、環境局環境施策部環境施策課が行う。

### (その他)

第5条 その他必要な事項については、連絡会の議を経て別途定める。

### (施行期日)

- 附 則 この要領は、平成14年4月25日から施行する。  
附 則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、平成19年12月5日から施行する。  
附 則 この要領は、平成23年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、平成24年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。  
附 則 この要領は、平成27年7月25日から施行する。  
附 則 この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成30年8月27日から施行する。

附 則 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年6月3日から施行する。

## 大阪市ヒートアイランド対策推進連絡会名簿

所 属	担当課長
計画調整局	開発調整部 開発誘導課長 計画部 都市計画課長 建築指導部 建築企画課長
健康局	健康推進部 健康施策課長 環境科学研究センター 環境調査担当課長
都市整備局	企画部 ファシリティマネジメント課長
建設局	道路河川部 道路課長 下水道部 事業計画担当課長 公園緑化部 調整課長 〃 緑化課長
消防局	救急部 救急需要対策担当課長
水道局	工務部 設備課長
教育委員会事務局	総務部 施設整備課長
環境局	環境管理部 環境管理課長 環境施策部 環境施策課長

## オブザーバー

- ・公立大学法人大阪 大阪公立大学 大学院工学研究科
- ・大阪府 環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課気候変動緩和・適応策推進グループ